

広島県告示第六百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和四年八月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

尾道市

二 都市計画事業の種類及び名称

因島瀬戸田都市計画ごみ焼却場事業1号因島ごみ焼却場

三 事業施行期間

令和四年八月十八日から令和五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県尾道市因島重井町地内

使用の部分

なし